

事務連絡
平成30年5月25日

介護保険指定事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護保険負担限度額認定申請勧奨について(お願い)

平素より、市介護保険事務の取り扱いにつきご協力をいただきありがとうございます。

さて、施設入所者または短期入所(ショートステイ)利用者の方で現在介護保険負担限度額認定を受けている方に、下記のとおり平成30年度の認定更新の案内をお送りいたします。

つきましては、誠にお手数ですが、認定申請の勧奨等にご協力いただけますようお願いいたします。

なお、制度改正により、平成28年度からは非課税年金(遺族年金や障害年金)の額も判定対象になりますので、加算した収入額で申告する必要があります。また、申請には通帳の写し等添付が必要です。

記

1. 更新にかかる日程
6月1日 更新案内発送
6月15日 申請締め切り
7月中旬以降～ 決定通知・認定証発送
※6月15日号市広報紙にも案内を掲載します

2. 案内文書 別紙のとおり

3. その他

・申請方法は原則市役所介護保険課・各市民サービスセンターに提出、または郵送です。

・6月より負担限度額認定を受けられる方は平成29年度分と平成30年度の2通の申請が必要になります。

※ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

各務原市健康福祉部介護保険課 介護保険係
担当 後藤